

各施設所管課等に直接提出があった意見と、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

さぬき市公共施設使用料の見直しについて	
意見の内容	意見に対する市の考え方
<b>【免除基準について】</b>	
<p>○公共施設は、カルチャー活動や各種運動に利用してもらうことで健康増進につながるため、市民は無料にすべきだ。</p> <p>○公民館自主講座は、世代を越え、語り合い、地域のつながりを深めるために必要な講座であり、負担が増えれば活動が出来なくなったり、やめる人が出てくる。公民館は誰のために、また、何のために設立したかを踏まえたうえで、今までとおりの減免措置が適用されることを望む。</p> <p>○使用料が高くなると、現在の週2回の活動を半減せざるを得ない。個人負担を増加すれば活動意欲が低下する。</p> <p>○ふれあいサロンのような意味合いを持ち活動しているため、現状のまま無料をお願いしたい。</p> <p>○以前住んでいたところは、公共施設を高齢者が使用する場合、使用料は無料だった。</p>	<p>○使用料は、施設を利用する人から応分の負担を求め、施設の維持管理経費に充てるものであり、施設を利用しない人との公平性を確保することが原則としてあります。</p> <p>免除措置は、こうした「受益者負担の原則」の例外として適用するものであり、今回の見直しにおいては、市の政策的判断により、真に必要な団体に限定して特例的に免除とすることとしています。</p> <p>ただし、免除団体以外の団体についても、免除判断フローチャートにより、ボランティア活動などの社会貢献活動や広く市民を対象とした活動は、公共性や公益性が高い活動と認め、免除とすることとしています。</p> <p>また、料金の算定においては、施設の管理原価（維持管理費）から算出した料金に公費として負担する割合を50%として設定し算出し、さらに、施設を利用する方の負担が急激に増えないよう一定の措置を講じるなど、個人の1回当たりの負担額にも配慮して料金を決めました。</p> <p>高齢者の各種活動については、健康増進や生きがいづくり、地域コミュニティの強化などといった面で一定の役割を果たしていただいていると十分認識しており、そうした活動で公共施設を利用する場合には、一定の要件を満たした場合に減額による措置を検討していきたいと考えています。</p>
<p>○市のボランティアネットワークに加入しており、イベント等で手話通訳や小中学生等への手話体験学習会を行っているが、手話を習得するには回数が必要であり、そうしたことに使用する場合は免除の対象となるのか判断が難しいため、具体的に示してほしい。</p>	<p>○ボランティアの活動のために公共施設を利用する場合やボランティア活動に伴う総会や会議で公共施設を利用する場合は、免除判断フローチャートで免除となりますが、ボランティア活動を行うための練習等で公共施設を利用する場合は、使用料が必要となります。</p> <p>ただし、活動内容が純然たるボランティア活動と認められる場合には、免除とすることを検討してい</p>

	きたいと考えています。
<b>【激変緩和措置について】</b>	
<p>○急な値上げに納得がいかない。せめて2倍にしてほしい</p> <p>○他市では、1.3～1.5倍の激変緩和措置となっており、さぬき市も激変緩和措置の考慮をお願いしたい。</p> <p>○使用料は低い方が利用しやすいが、公平性を考えると見直しも仕方がない。ただし、複数年かけるなど、年次計画により段階的に格差をなくして行ってほしい。</p> <p>○急な値上げであり、あまりにも負担が大きすぎる。回数を減らさないと運営できない。値上げ幅を検討してもらいたい。</p> <p>○既設の照明器具をLED照明器具に取り換え、年間電力量を削減したのちに見直しを行ってほしい。</p>	<p>○料金の算定においては、施設の管理原価（維持管理費）から算出した料金に公費として負担する割合を50%として設定し算出し、さらに、施設を利用する方の負担が急激に増えないよう一定の措置を講じるなど、個人の1回当たりの負担額にも配慮して料金を決めました。</p> <p>こうしたことから、激変緩和措置については行わないこととしました。</p>
<b>【料金算定について】</b>	
<p>○料金を統一するのであれば、設備も全て統一していただきたい。</p> <p>○団体によっては、施設のある設備以外に、パソコンや楽器など全て持ち込んでいるグループがあり、一律部屋代だけを計算するのは不公平ではないか。設備の使用料や冷暖房料も加えてはどうか。</p> <p>○料金は部屋単位とするのではなく、1人あたりとする方が平等なのではないか。金額を面積ではなく受講生の人数で決めてほしい。</p>	<p>○公共施設に備わっている設備については、施設毎に異なっており、全て同じ設備を整備することは難しいと考えています。</p> <p>また、料金の算定において、冷暖房費の光熱水費だけでなく、施設の設備の補修等に係る維持管理費も含んで算出していることから、公民館及び公民館類似施設においては、使用料以外に料金が発生することはありません。</p> <p>○料金の算定には、様々な考え方や方法がありますが、今回の見直しの趣旨である、同種・同規模の施設間の公平性を確保する観点から、施設の種類と規模ごとの区分を設け、管理原価（維持管理費）により算出しました。</p>

<p>○施設の経過年数を踏まえたうえで、施設や設備の現状も考慮して使用料を算定してもらいたい。</p>	<p>○料金の算定には、様々な考え方や方法がありますが、今回の見直しの趣旨である、同種・同規模の施設間の公平性を確保する観点から、施設の老朽化度は考慮しないこととしました。</p> <p>ただし、老朽化による施設の劣化の内、利用環境に著しく支障を及ぼすものについては、施設管理の中で必要に応じて対応していきたいと考えています。</p>
<p>○現在の料金はどのように算定していたのか。</p>	<p>○現在の使用料の料金は、合併前の旧町の時の料金体系となっており、施設建設時に定めたものであると思われませんが、その算定方法については、把握していません。</p>
<p>○他市町の算出方法や料金はどのようになっているのか。</p>	<p>○近年、使用料の見直しを行っている自治体では、今回の見直しによる算定方法と同様に、施設の管理原価（維持管理費）から算出した料金に公費として負担する割合を設定して算出しています。</p> <p>なお、見直し後の料金体系は、近隣市町の料金体系と比べて、全体的に安価となっています。</p>
<p>○料金体系一覧で現行の金額の誤りが多数みられる。</p>	<p>○料金体系一覧は、現行の条例に規定されている1時間当たりの料金と見直し後の1時間当たりの料金を明示しています。</p> <p>ご意見にあった料金の錯誤については、現在、生涯学習課所管の施設における定期利用団体に適用されている料金体系との比較から生じたものと思われる。</p>
<p><b>【料金体系について】</b></p>	
<p>○市外利用者が体育館で大会を開催する場合は、「1日8時間×1,000円（全面）×2倍」で16,000円にもなる。これではさぬき市で大会を開催することはできない状況になる。</p>	<p>○見直し後の使用料は、市外の方の利用は2倍となります。</p> <p>また、市内利用者と市外利用者の判断については、申請者や申請団体の住所又は所在地が市内か市外かで判断します。</p> <p>なお、市から委託して行う行事等の場合は、各所管課から申請を行うことで免除となります。</p>
<p><b>【使用時間等について】</b></p>	
<p>○実際の利用が0.5時間なのだから使用料も0.5時間単位とすべきではないのか。30分単位で使用できるように考えてもらいたい。</p>	<p>○見直し後の使用料は、1時間単位としていますが、同じ施設を定期的に利用する方に対する使用料の請求方法等については、別途周知させていただきます。</p>
<p>○9時30分から11時30分という時間なども申請できるようにしてもらいたい。</p>	<p>○見直し後の使用時間は1時間単位とするため、ご意見どおりの時間帯での使用申請は可能です。</p>

○部屋の半分を使用する場合は、使用料を半分としてほしい。	○見直し後の使用料は、資料4でお示ししており、使用する部屋ごとに定めた料金体系となります。
○1回あたり2時間までの使用となっているものを3時間までというふうに長くしてほしい。	○現在、生涯学習課所管の施設を定期的に使っている団体については、それ以外の方が使用することへの配慮から、使用時間を公民館については「2時間程度」、体育施設については、「2時間以内」としており、見直し後も同様の取扱いとしたいと考えております。
<b>【その他について】</b>	
○施設間で不均衡が生じているならば見直しは仕方ない。	—
○運営上管理費等が必要なことから正論だと思う。	—
○当クラブは人数が少なく、負担が大きいため、今までどおりが良いが、1時間に減っても活動を行うつもりだ。	—
○ある程度の受益者負担は致し方ない。より良い形での公共施設の管理運営をお願いしたい。	—
○利用者負担は当然のことであり、必要なことだ。長年議論されている課題であり、大きな反対がなければやるべきだ。	—
○公共施設を活用する場合、ある程度受益者が負担することは当然だと思う。 市の施策として特定のスポーツや文化活動を後押しする場合を除いて、基本的に平等な負担をお願いすることは理解できる。	—